

「7つのステップでしっかり学ぶ よくわかる建築の監理業務」 設問

設問1 建築の「監理」と「工事監理」について正しい記述は次のどれか。

- a. 建築士が契約上行う建築工事の監理は、工事監理よりも広い範囲の業務を含んでいる。
- b. 建築士法に定める工事監理は、十分な施工管理、良質な施工の実現を目的とした業務と定義され、工事施工者が工事請負契約に基づき行う業務を建築主との業務委託契約に基づいて、建築士が工事監理者としての立場から行っている。
- c. 建築工事では、設計者、監理者、工事施工者が、契約上、同一者となるケースはあり得るが、それぞれの役割は、全く別であるため、同一者では業務を行うことが出来ない。
- d. 工事監理は、建築士法や建築基準法で関連する定めがあり、監理業務についての定めはないが、工事監理と同じであると考えてよい。
- e. 建築士法では、監理業務のすべてについて、一定の建築物は、建築士でなければ行うことが出来ないこととなっている。

設問2 工事監理の業務について正しい記述は次のどれか。

- a. 工事監理業務の実施方法は、建築士法に工事と設計図書の照合、確認の具体的な対象、方法や業務の範囲などが定められているため、その実施方法に基づいて行わなければならない。
- b. 工事監理は、「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、工事が設計図書のとおりに実施されているか、いないかを確認すること」とされているが、この確認は、工事監理者が抽出した工事のみを対象として、設計図書と照合確認すればよいことになっている。
- c. 設計や工事監理は、木造戸建て住宅に限り、規模等の特定なしに、建築士事務所の登録を~~も~~受けなくても建築士は、他者から委託を受けて、個人で業務を行うことができる。
- d. 監理業務の報酬が不十分な場合は、工事監理の一部を省略する契約を締結し、その契約の範囲の中で業務を履行することでよいとされている。
- e. 一定の建築物について、工事監理者を定めて行わせる義務は、建築主にあり、建築主は、自らが資格者でない限り、建築士である工事監理者を定めなければ、建築物の工事を実施できない。

設問3 工事監理に関する法令上の正しい記述は次のどれか。

- a. 建築士法で定める工事監理は、建築技術者が、幅広く工事施工段階で監理業務として行っていた業務のうち、「設計図書と工事との照合、確認」を建築士の独占業務として抜き出したものである。
- b. 建築物の一定の質や性能の確保を含む適法性を担保することは、設計、工事監理、検査等の段階で、建築士法や建築基準法に基づく、規制やチェックのしくみが用意されていないため、建築士の判断によって、これを適正に担保しなければならない。
- c. 法令違反など、不適切な設計や工事監理を行った建築士が民事責任に基づく損害賠償金を支払った場合、建築士法上では、さらに行政処分や行政罰を科されることはない。
- d. 業務報酬基準の告示第15号は、建築物の規模等に応じた設計・工事監理の業務報酬金額を具体的に定めており、国、地方公共団体の発注する工事や民間工事においても適用されることとなっている。
- e. 工事と設計図書との照合、確認の具体的方法は、「工事監理ガイドライン」に定められており、すべて工事監理ガイドラインに示された方法のとおり工事と設計図書との照合、確認を実施しなければならない。

以上